

宮崎市  
屋外広告物  
の手引き

令和4年9月

## はじめに

宮崎市は、大淀川の雄大で広々とした空間や、日南海岸と一ツ葉海岸に代表される南国情緒豊かな海岸線、また、これらを取り巻く周辺の山並みなど、他では決して見ることのできない特長ある景観を有しています。また、一方では発展を続ける県都として、近代的で美しい街なみの形成も進んでいます。

私たちは、このかけがえのない宮崎の自然景観を守り育てるとともに、市街地においてはより美しい景観を創造し、これらを市民共有の財産として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

このような状況のなかで、屋外広告物は私達に必要な情報を提供するだけでなく、まちの活気や個性、にぎわいの演出など、まちの表情の一部となっております。また、ゆとりやうるおいのある都市環境に対する市民のニーズは、年々高まりをみせており、地域の景観に影響を及ぼす屋外広告物についても強い関心が寄せられています。

屋外広告物が、無制限に氾濫したり、適正な管理が行われないと、良好な景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊により、人々に危害が及ばないとも限りません。このため、宮崎市では屋外広告物条例を制定し、地域の特性に応じて一定のルールを定め、このルールに沿って屋外広告物の表示を行っていただいております。

この手引きは、複雑な屋外広告物のルールについて皆様にご理解していただくために、できるだけ詳細に、また、わかりやすくまとめたものです。

宮崎市をより一層美しく、また、安全なまちにするため、皆様のご協力をお願いいたします。

# 目 次

I. 屋外広告物の基本的事項	1
■屋外広告物とは	
■宮崎市屋外広告物条例の目的	
■屋外広告物の規制概要	
■用語の定義	
II. 掲出できる屋外広告物	6
■禁止物件に掲出できる広告物	
■禁止地域に掲出できる広告物	
■規制地域に掲出できる広告物	
III. 屋外広告物の許可不要基準	9
■許可（手続）が不要な広告物の基準	
IV. 屋外広告物の許可基準	11
■許可を受けて掲出できる広告物の基準 - 共通基準 -	
■許可を受けて掲出できる広告物の基準 - 個別基準 -	
■堅固な広告物について	
■信号機周辺の規制の取扱いについて	
■大淀川地区重点景観形成地区における基準	
■宮崎駅東通り地区重点景観形成地区における基準	
■許可申請手続フロー	
V. 届出等が必要な屋外広告物及び関連事項	24
■届出が必要な広告物（非営利広告物）	
■市長の同意が必要な広告物（公共広告物）	
■市長の承認が必要な広告物（公共掲示板）	
■屋外広告業について	
■許可申請手数料と許可期間	
■経過措置について	
■屋外広告物の設置者等の義務について	
■違反広告物に対する措置について	
■宮崎市景観条例に基づく届出について	
■広告物などの確認申請手続きについて	

## ■ 屋外広告物とは

次の4つの要件をすべて満たすものは、屋外広告物に該当します。

**①常時又は一定期間継続して表示されるものであること。**

街頭で配布するチラシなど定着性のないものは該当しません。

**②屋外で表示されるものであること。**

建物や自動車の窓ガラス等に、その内側から貼られたものなどは該当しません。

**③公衆に表示されるものであること。**

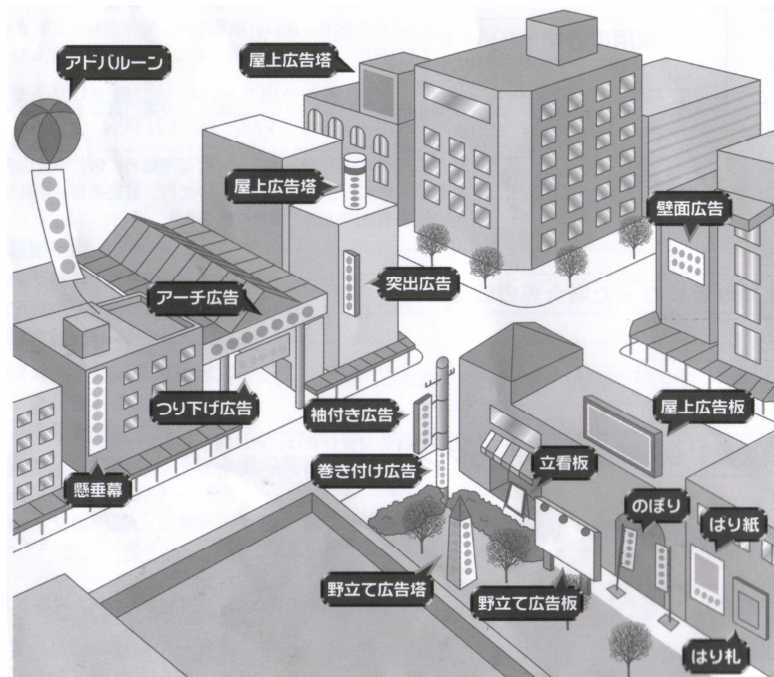
駅や工場、野球場内等で、その構内にいる特定の人を対象としたものは該当しません。

**④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれ等に類するものであること。**

「その他の工作物等」とは、元来、屋外広告物の表示の目的をもったものではないもの（煙突や塀、岩石、樹木など）を利用したものを指しています。

※上記の4つの要件を満たしていれば、営利を目的としていないもの、自己の敷地内に出すもの、絵画や写真でも屋外広告物に該当します。

具体的には下図のようなものがあります。



## ■ 宮崎市屋外広告物条例の目的

屋外広告物条例には次の2つの目的があります。

**①良好な景観の形成、風致の維持**

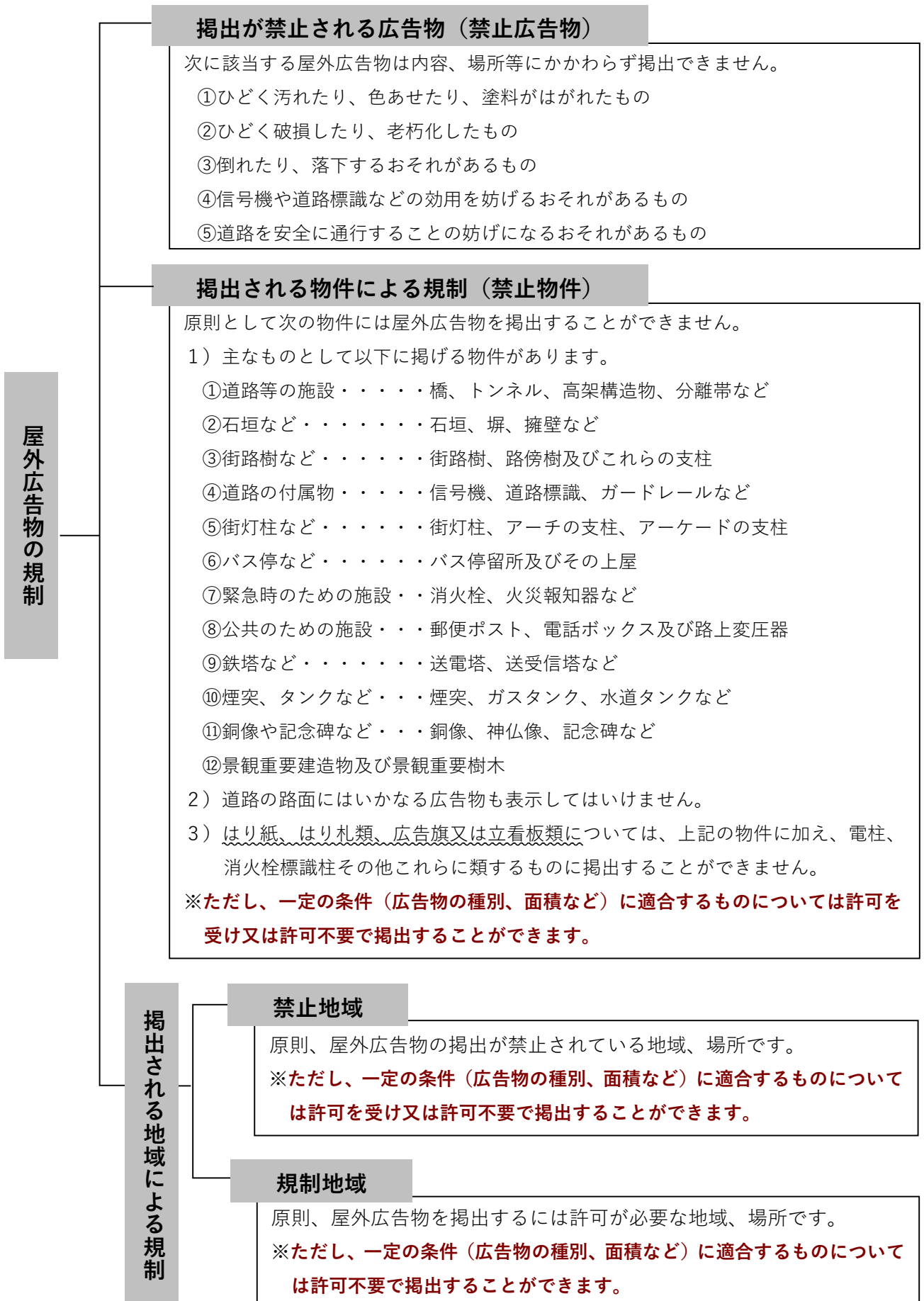
「風致」とは自然美を指しています。

**②公衆に対する危害防止**

倒壊、落下等による直接的な危害のみならず、広告物の設置による信号機や道路標識等の効用を妨げないようにします。

## ■ 屋外広告物の規制概要

屋外広告物を表示・設置するにあたっては、以下のような規制があります。



# 禁止地域とは

自然環境や快適な生活環境を維持・保全するため、原則として屋外広告物の表示を禁止する地域です。

地域	きびしい ←			ゆるやか →																																																																																																																				
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域																																																																																																																					
主な該当する地域又は場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財保護法等の規定により指定された重要文化財等</li> <li>●日南海岸国定公園の特別地域</li> <li>●わにか県立自然公園の特別地域</li> <li>●道路（区間の指定があります）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆国道220号 (南バイパス)</td> <td>両側 300m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆一ツ葉有料道路 (北線)</td> <td>両側 100m</td> <td>☆</td> </tr> <tr> <td>◆県道内海加江田線</td> <td>両側 300m</td> <td>☆</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区域	備考	◆国道220号 (南バイパス)	両側 300m	◎	◆一ツ葉有料道路 (北線)	両側 100m	☆	◆県道内海加江田線	両側 300m	☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種低層住居専用地域</li> <li>●第2種低層住居専用地域</li> <li>●第1種中高層住居専用地域の一部</li> <li>●風致地区（以下の6地区） 宮崎神宮風致地区・下北方風致地区・天神山風致地区・蓮ヶ池風致地区・生目古墳風致地区・大淀川風致地区（河川敷）</li> <li>●日南海岸国定公園の普通地域（◎）</li> <li>●わにか県立自然公園の普通地域</li> <li>●宮崎県総合文化公園及び宮崎県総合運動公園の区域</li> <li>●道路・鉄道（※区間の指定有り）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆九州縦貫自動車道</td> <td>両側 500m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆東九州自動車道</td> <td>両側 500m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆国道10号 (佐土原バイパス等)</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆国道219号 (春田・広瀬バイパス)</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆国道220号 (青島バイパス含む)</td> <td>両側 100/300m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>◆国道268号</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆国道269号 (加納バイパス含む)</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆一ツ葉有料道路(南線)</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道 高鍋高岡線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道 日南高岡線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道 内海加江田線</td> <td>両側 100m</td> <td>☆</td> </tr> <tr> <td>◆日豊本線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆日南線</td> <td>両側 100m</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●宮崎ICの周囲（◎）</li> <li>●宮崎空港及びその周囲（◎）</li> <li>●宮崎駅、南宮崎駅及び青島駅の駅前広場</li> <li>●社寺、教会及び火葬場の敷地</li> <li>●官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、国立・県立病院及び公衆便所の敷地</li> <li>●都市公園の区域</li> <li>●信号機の周囲20m以内（禁止地域及び第1種規制の場合） (※地上10m以上の部分を除く)</li> </ul>	路線名	区間	備考	◆九州縦貫自動車道	両側 500m	◎	◆東九州自動車道	両側 500m	◎	◆国道10号 (佐土原バイパス等)	両側 100m	◎	◆国道219号 (春田・広瀬バイパス)	両側 100m	◎	◆国道220号 (青島バイパス含む)	両側 100/300m	○	◆国道268号	両側 100m	◎	◆国道269号 (加納バイパス含む)	両側 100m	◎	◆一ツ葉有料道路(南線)	両側 100m	◎	◆県道 高鍋高岡線	両側 100m	◎	◆県道 日南高岡線	両側 100m	◎	◆県道 内海加江田線	両側 100m	☆	◆日豊本線	両側 100m	◎	◆日南線	両側 100m	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種中高層住居専用地域の一部</li> <li>●第2種中高層住居専用地域</li> <li>●宮崎中央公園の周囲20m以内</li> <li>●宮崎県総合文化公園の周囲20m以内</li> <li>●宮崎駅東通り地区重点景観形成地域の住宅地ゾーン</li> <li>●道路（区間の指定有り）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆国道10号 (北・西バイパス含む)</td> <td>両側 100m</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>◆国道219号</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆国道220号</td> <td>両側 50/100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆一ツ葉有料道路 (北線の一部)</td> <td>両側 100m</td> <td>☆</td> </tr> <tr> <td>◆県道宮崎西環状線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道宮崎島之内線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道南俣宮崎線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆県道宮崎須木線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道大島通線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道塩路浜山1号線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道塩路江良ノ上線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道北権現通線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道村角山崎線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道阿波岐原団地北線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道下北方通線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道阿波岐原前浜2号線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道富吉跡江線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道跡江柏原線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆市道新名爪塩路線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>◆日南線</td> <td>両側 100m</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●宮崎ICの周囲のうち、用途地域</li> <li>●宮崎空港の周囲のうち、用途地域</li> <li>●宮崎カーフェリーターミナルとその周囲</li> <li>●宮崎駅、南宮崎駅、青島駅の駅舎区域</li> <li>●信号機の周囲20m以内（第2種規制・第3種規制の場合） (※地上10m以上の部分を除く)</li> </ul>	路線名	区間	備考	◆国道10号 (北・西バイパス含む)	両側 100m	○	◆国道219号	両側 100m	◎	◆国道220号	両側 50/100m	◎	◆一ツ葉有料道路 (北線の一部)	両側 100m	☆	◆県道宮崎西環状線	両側 100m	◎	◆県道宮崎島之内線	両側 100m	◎	◆県道南俣宮崎線	両側 100m	◎	◆県道宮崎須木線	両側 100m	◎	◆市道大島通線	両側 100m	◎	◆市道塩路浜山1号線	両側 100m	◎	◆市道塩路江良ノ上線	両側 100m	◎	◆市道北権現通線	両側 100m	◎	◆市道村角山崎線	両側 100m	◎	◆市道阿波岐原団地北線	両側 100m	◎	◆市道下北方通線	両側 100m	◎	◆市道阿波岐原前浜2号線	両側 100m	◎	◆市道富吉跡江線	両側 100m	◎	◆市道跡江柏原線	両側 100m	◎	◆市道新名爪塩路線	両側 100m	◎	◆日南線	両側 100m	◎
	路線名	区域	備考																																																																																																																					
	◆国道220号 (南バイパス)	両側 300m	◎																																																																																																																					
	◆一ツ葉有料道路 (北線)	両側 100m	☆																																																																																																																					
	◆県道内海加江田線	両側 300m	☆																																																																																																																					
	路線名	区間	備考																																																																																																																					
	◆九州縦貫自動車道	両側 500m	◎																																																																																																																					
	◆東九州自動車道	両側 500m	◎																																																																																																																					
	◆国道10号 (佐土原バイパス等)	両側 100m	◎																																																																																																																					
	◆国道219号 (春田・広瀬バイパス)	両側 100m	◎																																																																																																																					
◆国道220号 (青島バイパス含む)	両側 100/300m	○																																																																																																																						
◆国道268号	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆国道269号 (加納バイパス含む)	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆一ツ葉有料道路(南線)	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道 高鍋高岡線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道 日南高岡線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道 内海加江田線	両側 100m	☆																																																																																																																						
◆日豊本線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆日南線	両側 100m	○																																																																																																																						
路線名	区間	備考																																																																																																																						
◆国道10号 (北・西バイパス含む)	両側 100m	○																																																																																																																						
◆国道219号	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆国道220号	両側 50/100m	◎																																																																																																																						
◆一ツ葉有料道路 (北線の一部)	両側 100m	☆																																																																																																																						
◆県道宮崎西環状線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道宮崎島之内線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道南俣宮崎線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆県道宮崎須木線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道大島通線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道塩路浜山1号線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道塩路江良ノ上線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道北権現通線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道村角山崎線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道阿波岐原団地北線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道下北方通線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道阿波岐原前浜2号線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道富吉跡江線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道跡江柏原線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆市道新名爪塩路線	両側 100m	◎																																																																																																																						
◆日南線	両側 100m	◎																																																																																																																						

※凡例 ☆：全域、◎：用途地域を除く、○：用途地域が除かれる場合がある



## ■ 用語の定義

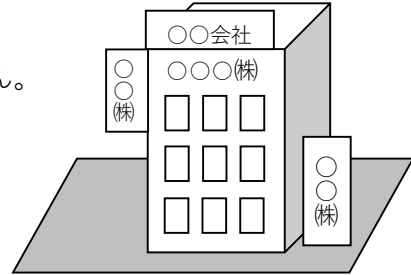
### 自家用広告物とは

以下に該当するものです。

- ・ 自己の氏名、名称
- ・ 商号、商標又は自己の事業又は、営業の内容

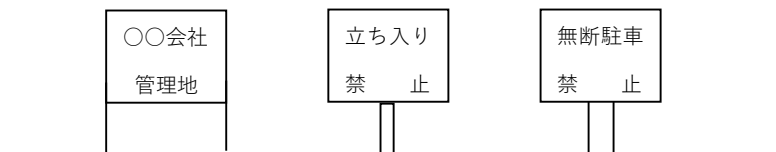
を自己の住所、事業所、営業所又は作業所に表示する広告物

※自己の所有地であっても  
営業所等がない場合は、  
自家用広告物ではありません。



### 管理用広告物とは

自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するものです。



### 道標とは

店舗、事業所への案内誘導を目的とするものです。



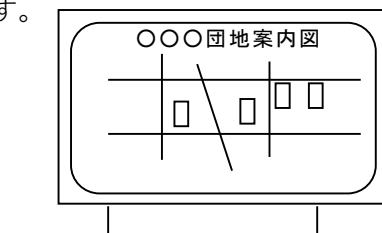
### 奉仕広告物とは

防犯灯や児童遊戯施設などの公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示したものです。

### 案内図板とは

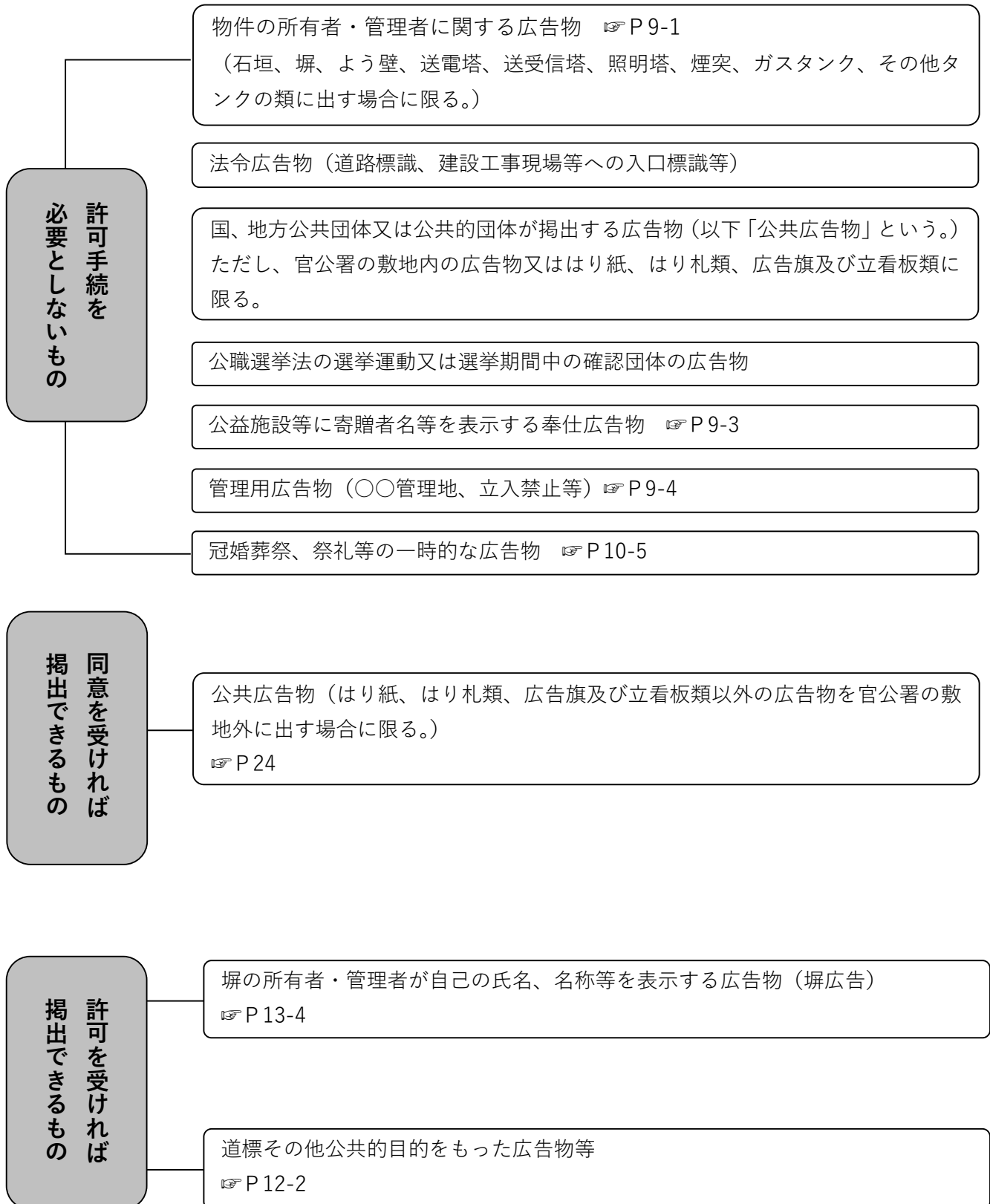
公衆の利便に供することを目的とした広告物です。

住宅案内板や観光案内板などです。



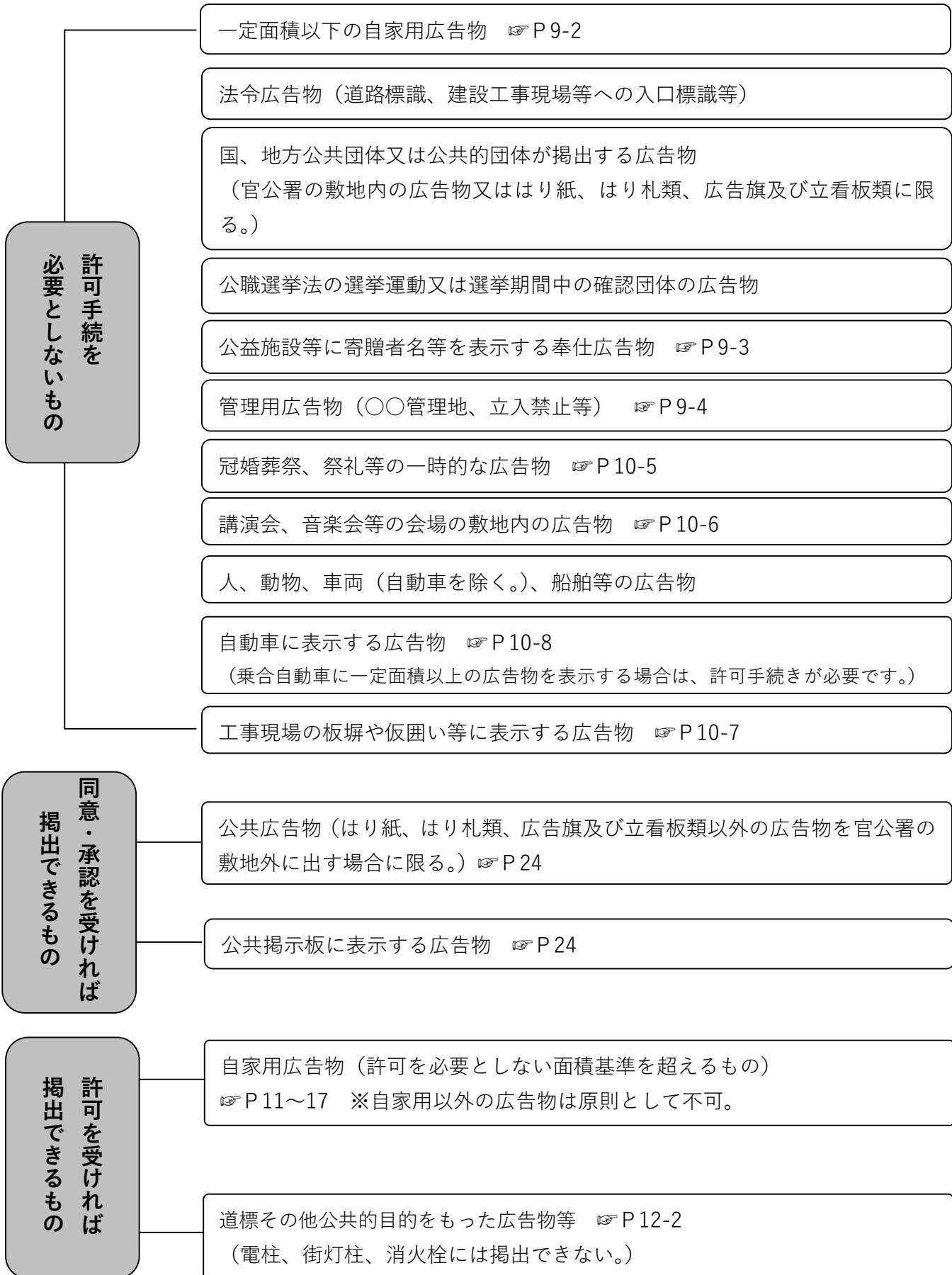


## ■ 禁止物件に掲出できる広告物



※ 禁止物件には上記以外の屋外広告物は掲出できません。

## ■ 禁止地域に掲出できる広告物



※ 禁止地域においては、上記以外の屋外広告物は掲出できません。

## ■ 規制地域に掲出できる広告物

許可  
手続を  
必要としないもの

一定面積以下の自家用広告物 ☞ P 9-2

法令広告物（道路標識、建設工事現場等への入口標識等）

国、地方公共団体又は公共的団体が掲出する広告物  
（官公署の敷地内の広告物又ははり紙、はり札類、広告旗及び立看板類に限る。）

公職選挙法の選挙運動又は選挙期間中の確認団体の広告物

公益施設等に寄贈者名等を表示する奉仕広告物 ☞ P 9-3

管理用広告物（〇〇管理地、立入禁止等） ☞ P 9-4

冠婚葬祭、祭礼等の一時的な広告物 ☞ P 10-5

講演会、音楽会等の会場の敷地内の広告物 ☞ P 10-6

人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等の広告物

自動車に表示する広告物 ☞ P 10-8

（乗合自動車に一定面積以上の広告物を表示する場合は、許可手続きが必要です。）

工事現場の板塀や仮囲い等に表示する広告物 ☞ P 10-7

同意・承認・届出  
を必要とするもの

公共広告物（はり紙、はり札類、広告旗及び立看板類以外の広告物を官公署の敷地外に出す場合に限る。） ☞ P 24

公共掲示板に表示する広告物 ☞ P 24

政治活動・自治会活動などのための非営利広告物 ☞ P 24  
（はり紙、はり札類、広告旗及び立看板類に限る。）

許可を受ければ  
掲出できるもの

上記以外の一般の広告物 ☞ P 11～17

## 屋外広告物の許可不要基準

### ■ 許可（手続）が不要な広告物の基準

次の屋外広告物は、一定の基準に適合することで許可や承認等の手続を受けずに掲出することができます。

#### 1. 禁止物件にその所有者・管理者が自己の氏名、名称等を表示する広告物

区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
面積	$S \leq 1 \text{ m}^2$	$S \leq 3 \text{ m}^2$		$S \leq 5 \text{ m}^2$		
備考	S：禁止物件に表示される広告物の面積の合計 ※共通基準に示す表示方法等の基準に適合すること。 ※石垣、塀、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、その他タンクの類に掲出する場合に限る。					

#### 2. 自家用広告物

区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
面積	$S \leq 2 \text{ m}^2$	$S \leq 5 \text{ m}^2$		$S \leq 10 \text{ m}^2$		
備考	S：一住所、事業所等に表示される広告物の面積の合計 ※共通基準に示す表示方法等の基準に適合すること。 ※地域区分ごとの広告物の種類別基準を満足すること。 ※上記面積を超える広告物は許可が必要となります。					

#### 3. 奉仕広告物

施設名	児童遊戯施設、防犯灯、街路灯、公園の施設、ごみ箱、フラワーポット、カーブミラー、ベンチ
面積	$S \leq 0.5 \text{ m}^2$ かつ $S \leq \text{施設} \cdot \text{物件の投影面積} \times 1/20$
個数	1施設・物件につき1個
備考	蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止

#### 4. 管理用広告物

面積	1団の土地又は1物件につき $S \leq 1 \text{ m}^2$
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏面、側面及び脚部は、塗装等により美観を整えたものであること。</li> <li>・蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止</li> <li>・回転灯の使用禁止</li> </ul>

### 5. 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示される広告物

期 間	1 月以内であること。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止</li> <li>・ 街路樹、信号機、道路標識、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、銅像、記念碑などへの表示禁止</li> <li>・ 道路の路面には表示禁止</li> </ul>

### 6. 講演会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示される広告物

期 間	講演会等の開催日の 5 日前から終了日まで
備 考	蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止

### 7. 工事現場の板塀や仮囲い等に表示する広告物

期 間	工事期間中に限る。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般宣伝の用に供されていないこと。</li> <li>・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止</li> </ul>

### 8. 自動車に表示される広告物

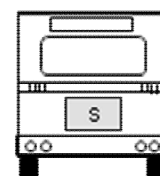
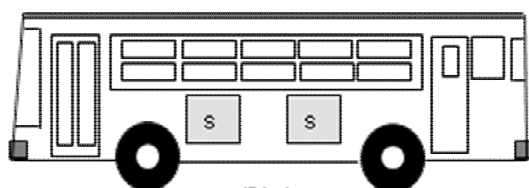
■ 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号等又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物（自家用広告）

面 積	$S \leq$ 自動車の前面、後面、右面、左面のそれぞれの面積の 1/3
備 考	蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止

■ 上記の以外の自動車に表示される広告物

#### ① 乗合自動車（路線バス）に表示する広告物

面 積	表示面積の合計 $\leq 0.35 \text{ m}^2$
個 数	側部左右各 2 個 後部 1 個以内
備 考	蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止



#### ② タクシーに表示する広告物

面 積	表示面積の合計 $\leq 0.35 \text{ m}^2$
備 考	蛍光、発光又は反射を伴う塗料等の使用禁止

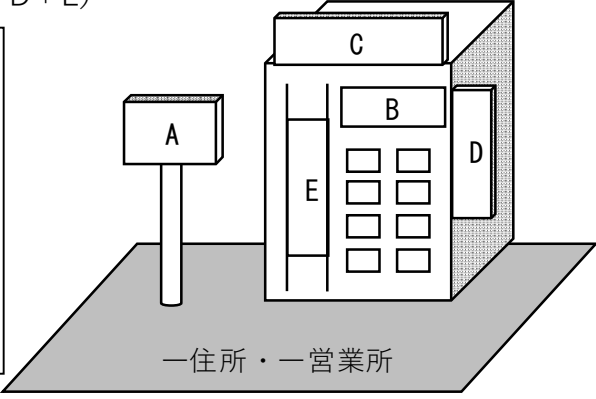
③ 使用の本拠が宮崎市以外の自動車で、当該都道府県、政令指定都市、宮崎市以外の中核市、景観行政団体及び歴史まちづくり法の認定市町村の屋外広告物条例に適合して表示される広告物

## ■ 許可を受けて掲出できる広告物の基準 — 共通基準 —

許可を受けることにより掲出できる屋外広告物に共通する基準として以下のような基準があります。

### 1. 総量基準（自家用広告物）

敷地内のすべての屋外広告物の表示面積の合計は、次のように地域別に規制されています。

区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
総量	$S \leq 10\text{m}^2$	$S \leq 15\text{m}^2$	$S \leq 30\text{m}^2$	$S \leq 50\text{m}^2$	$S \leq 100\text{m}^2$	なし
備考	<p>S：一住所・営業所等における屋外広告物の面積の合計 (図の場合 <math>S = A + B + C + D + E</math>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※大規模店舗における特例 大規模小売店舗立地法の「大規模小売店舗」に該当する事業所（店舗面積 1,000 <math>\text{m}^2</math> 以上）については、店舗面積の 1,000 <math>\text{m}^2</math> を超える部分の 3% を、総量基準に加算する特例措置を設けています。 (第3種禁止、第1種規制及び第2種規制に限る。)</p> </div> 					

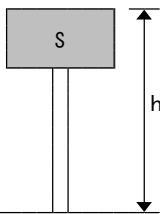
### 2. 表示方法等の基準

- ①特に景観への配慮が必要な場所では、周囲の景観と調和していること。
- ②電飾（夜間表示のための）設備を有するものは、昼間の美観を損なわないもので、点滅するものはその速度は努めて緩やかなものであること。
- ③裏面・側面及び脚部は、塗料その他の装飾により美観を整えたものであること。
- ④蛍光、発光又は反射する塗料や材料を使用しないこと。
- ⑤けばけばしい色ばかりでなく、落ち着いた色を多く使い、色調を整えたものであること。
- ⑥緊急自動車などが使用するような回転灯を使用しないこと。
- ⑦禁止地域においては、露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。
- ⑧禁止地域及び第1種規制地域において、ネオン管を使用する場合はその光源が点滅していないこと、また電光掲示板を使用していないこと。
- ⑨禁止地域及び禁止物件に特定の商品名を商店名等と一緒に同じ広告物に表示する場合、その商品名の表示面積は、その広告物の一面又は投影面積の 1/2 以下であること。

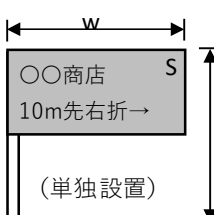
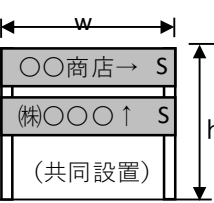
## ■ 許可を受けて掲出できる広告物の基準 — 個別基準 —

許可を受けて掲出できる広告物は、共通基準とあわせて以下のように、広告物の種類ごとの基準に適合することが必要となります。

### 1. 野立広告

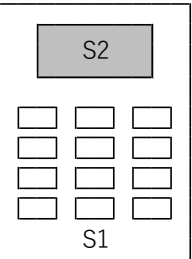
地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>S: 1面の面積又は 投影面積</p>	h ≤ 5m(最大)	h ≤ 10m(最大)		h ≤ 13m(最大)	h ≤ 15m(最大)	
	S ≤ 3㎡	S ≤ 5㎡	S ≤ 10㎡	h ≤ 5m のとき S ≤ 15㎡	h ≤ 5m のとき S ≤ 20㎡	h ≤ 5m のとき S ≤ 30㎡
自家用	表示・設置できない			5m < h ≤ 10m のとき S ≤ 10㎡	5m < h ≤ 13m のとき S ≤ 15㎡	5m < h ≤ 15m のとき S ≤ 20㎡
自家用外	表示・設置できない			5m < h ≤ 10m のとき S ≤ 10㎡	5m < h ≤ 13m のとき S ≤ 15㎡	5m < h ≤ 15m のとき S ≤ 20㎡

### 2. 道標

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>(単独設置)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; height: 50%;"></div> </div>					
 <p>(共同設置)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; height: 50%;"></div> </div>					
規 格				野立広告の基準で 設置可能		
h(高さ) ≤ 3m ※共同設置の場合h ≤ 5m w(幅) ≤ 2m 1事業所につきS(1面の面積) ≤ 1㎡ (両面合計 ≤ 2㎡)						
個 数						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業所につき2個以内</li> <li>※ただし、1事業所につきS(1面) ≤ 1㎡の基準内での表示であること</li> <li>・ 2以上の主要な道路の分岐点付近に設置する場合3個以内</li> </ul>						
表示内容						
名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限度の事項(商品名を除く)を表示するものであること						

※案内図板の規格は h ≤ 3、S(1面) ≤ 5㎡となる

### 3. 壁面広告

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>S1：一壁面の面積 S2：広告物の面積</p>	自家用	$S2 \leq 1/5S1$ 一壁面1個	$S2 \leq 1/3S1$ 同一のものは 一壁面につき1個	$S2 \leq 1/3S1$ かつ $S2 \leq 30\text{m}^2$	$S2 \leq 1/2S1$ かつ $30\text{m}^2$  3階建て以上の場合 $S2 \leq 1/3S1$ かつ $30\text{m}^2$	
	自家用外	表示・設置できない				
備考	・壁面内で表示し、窓等の開口部分はふさがないこと。					

### 4. 塀広告

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>S1：一塀面の面積 S2：広告物の面積</p>	自家用	$S2 \leq 5\text{m}^2$ かつ $S2 \leq 1/5S1$ 1塀面につき1個	$S2 \leq 10\text{m}^2$ かつ $S2 \leq 1/3S1$ 1塀面につき2個以内・同一のものは1個	$S2 \leq 15\text{m}^2$ かつ $S2 \leq 1/3S1$ 1塀面につき3個以内・同一のものは1個	$S2 \leq 15\text{m}^2$ かつ $S2 \leq 1/2S1$ 同一のものは1塀面につき1個	
	自家用外	表示・設置できない				
備考	・塀内で表示するものであること					

### 5. 屋上広告

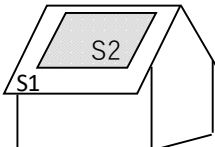
地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>h1：建物の高さ h2：広告物の高さ</p>	自家用	表示・設置 できない	$h2 \leq 1/5h1$ かつ $h1+h2 \leq 30\text{m}$ 建築物1棟につき1個	$h2 \leq 1/3h1$ かつ $h1+h2 \leq 50\text{m}$ 建築物1棟につき1個	$h2 \leq 1/2h1$ かつ $h1+h2 \leq 50\text{m}$	
	自家用外	表示・設置できない				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の最上部の壁面から突き出すものでないこと。</li> <li>・傾斜屋根に設置する場合は、棟の高さを超えないこと。</li> </ul>					



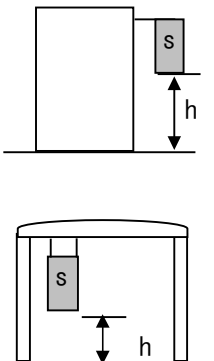
## 6. 突出広告

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>W1：建物からの突出幅 W2：道路上の突出幅</p>	自家用 自家用外	$W1 \leq 1.5\text{m}$	$W1 \leq 1.5\text{m}$ かつ $W2 \leq 1\text{m}$	$W1 \leq 1.5\text{m}$ かつ $W2 \leq 1\text{m}$		
		道路への突出不可	歩道上： $h \geq 2.5\text{m}$ 車道上： $h \geq 4.7\text{m}$ ※国道にあっては4.5m以上	1壁面につき1列		1壁面につき2列 ※ただし、1F部分に一面 $0.5\text{m}^2$ ・厚さ $0.3\text{m}$ 以下で規格統一したものであれば列数制限なし
備考		・広告物の上端は建築物の高さを越えないこと。				

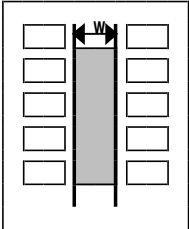
## 7. 屋根面広告

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>S1：屋根面の面積 S2：広告物の面積</p>	自家用 自家用外	表示・設置できない			$S2 \leq 1/3S1$	$S2 \leq 1/2S1$
備考		・屋根面で表示し、窓等の開口部分はふさがないこと。				

## 8. 吊り下げ広告

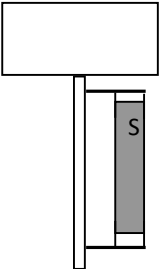
地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
	自家用 自家用外	表示・設置できない	歩道上： $h \geq 2.5\text{m}$ 車道上： $h \geq 4.7\text{m}$ ※国道にあっては4.5m以上	広告物の厚さ $0.3\text{m}$ 以内		
			$S \leq 0.5\text{m}^2$ かつ 規格を統一すること	$S \leq 1\text{m}^2$ かつ 規格を統一すること		
備考		・表示・設置できない				

## 9. 懸垂幕

地域区分	禁止地域			規制地域				
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種		
 <p>W：懸垂幕の幅</p>	自家用	W(懸垂幕の幅) ≤ 1m				一壁面に 1個	一壁面に 2個以内	一壁面に 3個以内
		自家用外	表示・設置できない				同一のものは 一壁面に1個	

## 10. 広告幕

地域区分	禁止地域			規制地域			
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	
 <p>S1：壁面の面積 S2：広告物の面積</p>	自家用	(総量基準内での表示)				S2 ≤ 1/3S1 かつ S2 ≤ 30㎡	S2 ≤ 1/2S1 かつ S2 ≤ 30㎡
		自家用外	S2 ≤ 1/5S1 一壁面に つき1個	S2 ≤ 1/3S1 同一のものは 一壁面につき1個	S2 ≤ 1/3S1 かつ S2 ≤ 30㎡		3階建て以上の場合 S2 ≤ 1/3S1 かつ S2 ≤ 30㎡
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風雨に耐える素材が用いられているものであること。</li> <li>・壁面に表示する場合にあっては、壁面内で表示すること。</li> <li>・窓等の開口部分はふさがないこと。</li> </ul>						

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 <p>S：広告物の投影面積</p>	自家用	(総量基準内での表示)				S ≤ 30㎡
		自家用外	一物件に つき1個	同一のものは 一物件につき1個	同一のものは一物件につき1個	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風雨に耐える素材が用いられているものであること。</li> </ul>					

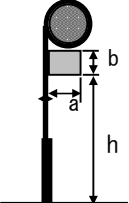
### 11. 気球広告

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
	自家用	表示・設置できない		$h \leq 50m$ かつ $w \leq 2m$		
	自家用外	表示・設置できない			$h \leq 50m$ かつ $w \leq 2m$	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、煙突その他の施設に接触するおそれのないものであること。</li> <li>広告の部分は、網を使用するものであること。</li> </ul>					

### 12. 電柱広告

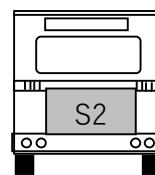
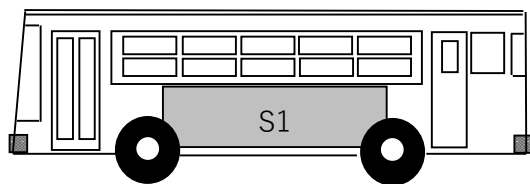
地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
	表示・設置できない			袖付広告		
				歩道上： $h1 \geq 2.5m$ 車道上： $h1 \geq 4.7m$ ※国道にあっては4.5m以上 $a1 \leq 0.45m$ $b1 \leq 1.2m$ $w \leq 0.6m$		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>支柱、支線への取り付け禁止</li> <li>電柱1本につき広告は1個</li> <li>用途地域内は電柱1本に各広告1個出せる（巻付広告は一面のみ設置可能で対面設置は禁止）</li> <li>袖付広告の設置個所については以下のとおり                歩車道区分のある道路：歩道側                歩車道区分のない道路：原則路肩側</li> </ul>			巻付広告		
				$h2 \geq 1.2m$ $a2 \leq 0.8m$ $b2 \leq 1.5m$ $S \leq 1m^2$		

### 13. 消火栓標識柱広告

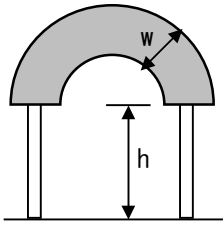
地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
	表示・設置できない			歩道上： $h \geq 2.5m$ 車道上： $h \geq 4.7m$ ※国道にあっては4.5m以上 $a \leq 0.8m$ $b \leq 0.4m$		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火栓標識柱1本につき広告1個</li> <li>歩車道区分のある道路：歩道側</li> <li>歩車道区分のない道路：原則路肩側</li> </ul>					

## 14. 車体利用広告（バス広告）

表示場所	側部及び後部に表示されるもの
表示面積	$S1(S2) \leq \text{車体側部（後部）面積} \times 1/3$
台数	表示面積が右側部、左側部及び後部のそれぞれの面積の1/5を超えるものについては、使用の本拠の位置が宮崎市内である乗合自動車の台数の1/5以内であること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観へ配慮した色彩とすること。</li> <li>・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の使用禁止</li> <li>・映像機器、電光掲示板その他これに類するものの使用禁止</li> <li>・窓ガラスに表示していないこと。</li> <li>・高速自動車国道を運行する乗合自動車に表示しないこと。</li> </ul>



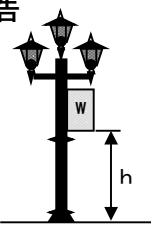
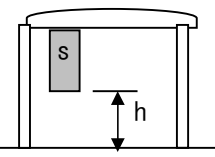
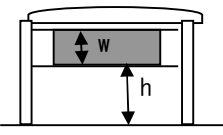
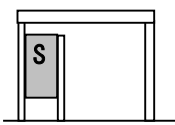
## 15. アーチ広告

地域区分	禁止地域			規制地域			
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	
	自家用	表示・設置できない			$w \leq 1.5\text{m}$		
	自家用外						
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道及び県道以外の幅員9m未満の道路に設置するものであること。</li> <li>・常設のものにあっては、主要部分が鉄骨であること</li> </ul>						

## 16. 地域活性化広告物

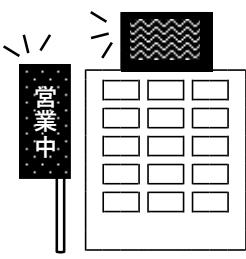
地域活性化広告物とは、市長が認める公共的団体が地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的として表示し、又は設置する広告物等をいいます。

設置に当たっては、国、警察などで構成する連絡協議会の承認が必要です。詳しくは景観課にお問い合わせください。

種別	基準	
<b>街灯柱広告</b> 	高さ	歩道上： $h \geq 2.5\text{m}$ 車道上： $h \geq 4.7\text{m}$ ※規制地域の国道にあっては4.5m以上
	横の長さ	$w \leq 0.8\text{m}$
	個数	街灯柱1本につき1対
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巻き付け又は直接塗り書きするものでないこと。</li> <li>・広告物等の規格及びデザインを統一すること。</li> </ul>
<b>アーケード等添加広告</b> 	高さ	歩道上： $h \geq 2.5\text{m}$ 車道上： $h \geq 4.7\text{m}$ ※規制地域の国道にあっては4.5m以上
	表示面積	$s \leq 1\text{m}^2$
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巻き付け又は直接塗り書きするものでないこと。</li> <li>・広告物等の規格及びデザインを統一すること。</li> </ul>
<b>横断幕</b> 	高さ	歩道上： $h \geq 2.5\text{m}$ 車道上： $h \geq 4.7\text{m}$ ※規制地域の国道にあっては4.5m以上
	幅	$w \leq 1\text{m}$
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物を設置することを目的とした装置に設置すること。</li> <li>・広告物等の規格及びデザインを統一すること。</li> </ul>
<b>バス停上屋広告</b> 	個数	2個以下
	表示面積	$s \leq 2\text{m}^2$

※その他、一定の色彩基準や、電光掲示板の使用禁止などの規制があります。

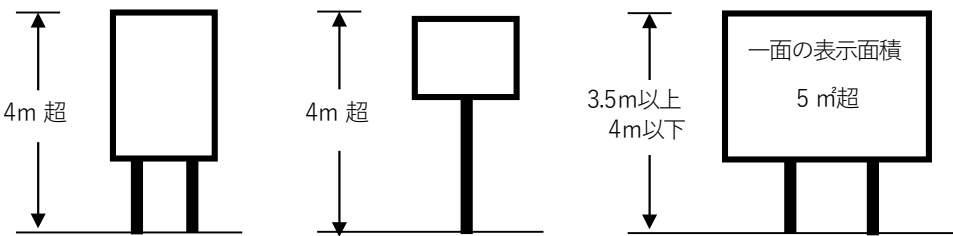
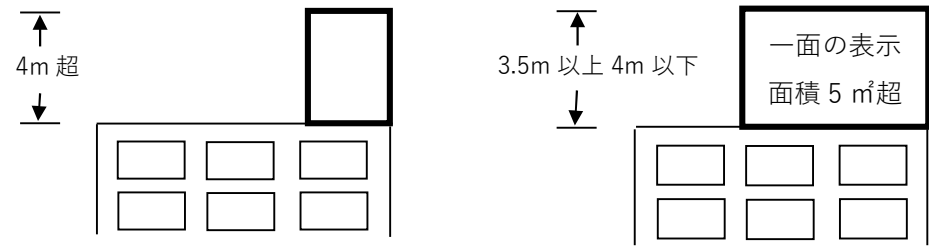
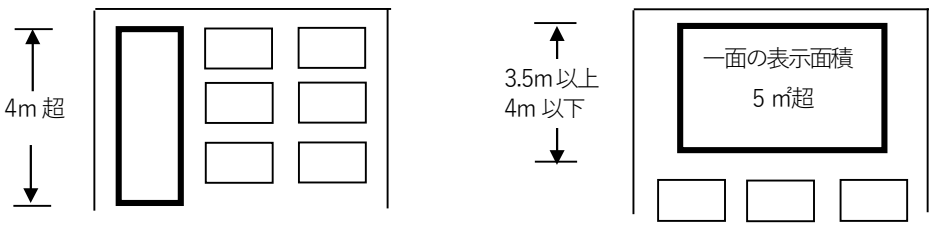
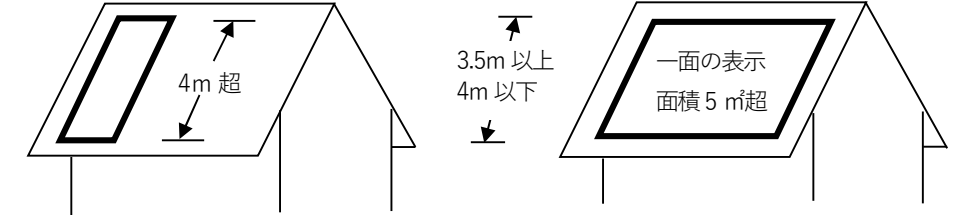
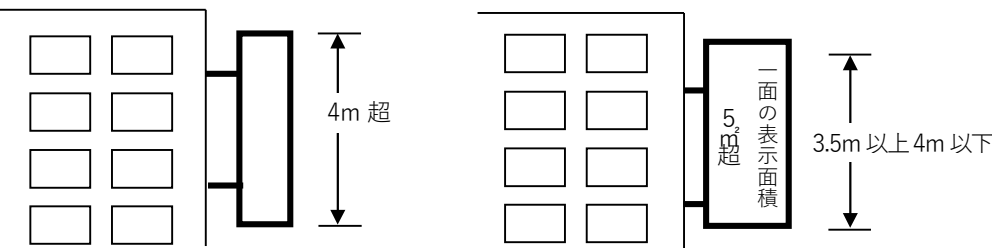
### ■LED ビジョン、電光掲示板

地域区分	禁止地域			規制地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
 自家用 自家用外	表示・設置できない			(各広告物の基準に準拠)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出可能な地域であっても大淀川地区・宮崎駅東通り地区重点景観形成地区には映像機器、電光掲示板その他これらに類するものは使用できない</li> <li>・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。</li> <li>また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること</li> </ul>					

## ■ 堅固な広告物について

地盤面からの高さや、広告物等の高さ（縦の長さ）が4mを超えるもの、又は3.5m以上4m以下で、一面の表示面積が5㎡を超える広告物をいいます。ただし、建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告又は屋根面広告は含みません。

(堅固な広告物等の例)

<p>野立 (建植) 広告</p>	
<p>屋上広告</p>	
<p>壁面広告</p>	 <p>※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した壁面広告は含みません。</p>
<p>屋根面広告</p>	 <p>※建物に直接文字、絵画又は写真を表示した屋根面広告は含みません。</p>
<p>突出広告</p>	
<p>※つり下げ広告及びアーチ広告についても同様</p>	

## ■ 信号機周辺の規制の取扱いについて

信号機周辺の規制の取扱は、次のとおりです。

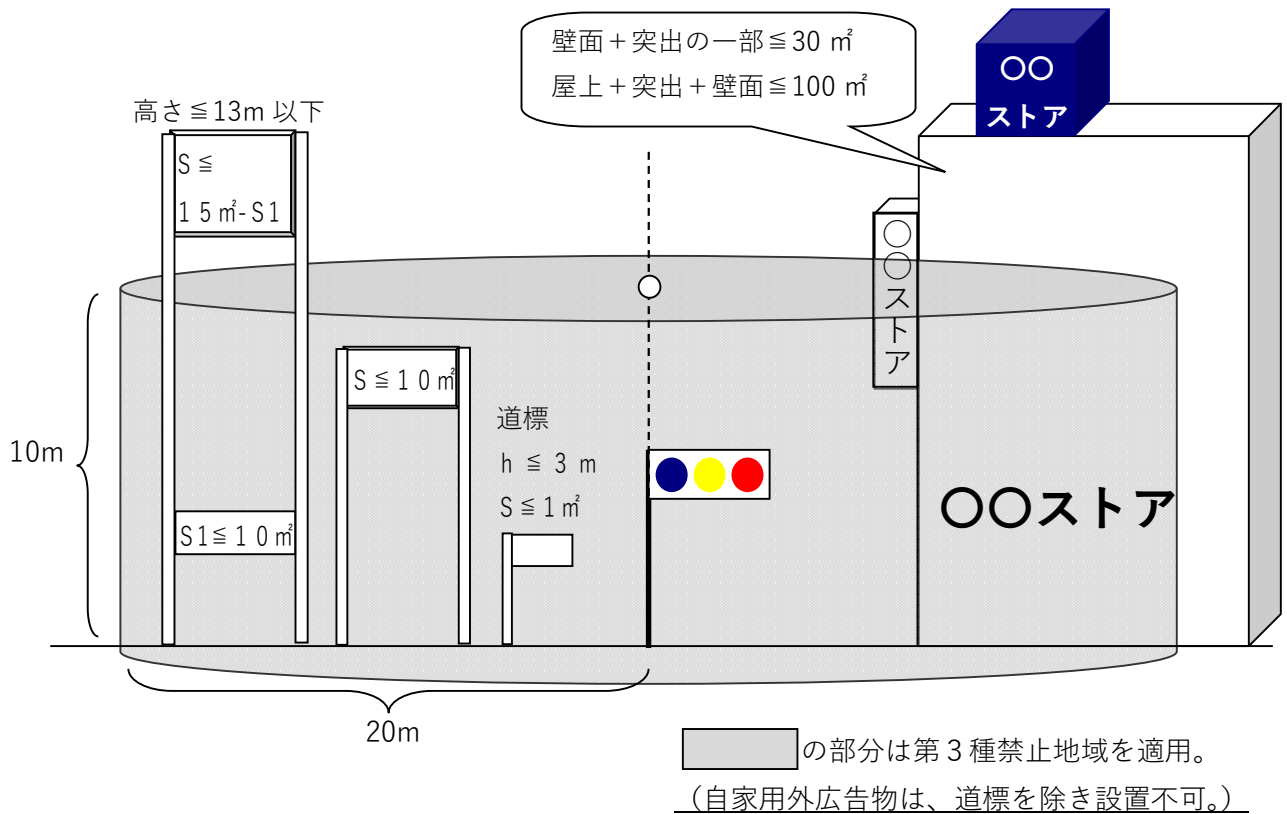
### 【規制の適用について】

- 元の規制が第3種禁止地域又は第1種規制地域の場合 ⇒ 第2種禁止地域に該当
- 元の規制が第2種規制地域又は第3種規制地域の場合 ⇒ 第3種禁止地域に該当

### 【規制の取扱いについて】

1. 「信号機の周囲 20メートル以内」とは、※信号機の柱を基点として周囲 20メートル以内とします。  
※信号機には歩行者信号・予告灯・点滅灯も含まれます。
2. 「その地上 10メートルを超える部分を除く。」とは、信号機の周囲 20メートル以内であっても地上から 10m を超える部分については、すべての広告物について、信号機にかかる規定（第2種禁止地域又は第3種禁止地域）の適用から除外されるものとします。
3. 信号機にかかる規定が適用になる地域とならない地域が混在する場合は、信号機に係る規定が適用になる地域については信号機に係る基準を適用し、信号機に係る規定が適用にならない地域については当該地域に係る基準を適用します。この場合において、信号機に係る規定が適用にならない地域に表示する広告物の表示面積は、当該地域に係る地域の基準から、信号機に係る規定が適用となる地域に表示される広告物の表示面積を除いた面積とします。

### 【例：当該地域が第2種規制地域の場合】



## ■ 大淀川地区重点景観形成地区における基準

宮崎市景観計画で定められている「大淀川地区重点景観形成地区」においては、共通基準・個別基準のほかに、次の基準に適合することが必要となります。

広告物の種類		制限事項								
全ての 広告物	縦の長さ	○表示面の高さは、4m 以下であること。								
	面積	○一面の面積又は投影面積は、20 m <sup>2</sup> 以内であること（景観計画で定める橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域は対象外です）。								
	色彩	○表面積の3分の1を越える部分、又は地色に使用できる色彩は以下の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度4以下</td> <td>彩度3以下</td> <td>彩度2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。            ※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。            ※：一面の面積が5 m<sup>2</sup>未満のものは、適用を除外する。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下
	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下							
その他	○道路を占有して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。こと。 ○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。									
野立広告	○地上から広告物等の上端までの高さは、10m 以下であること。									
屋上広告	○建築物1棟につき1個であること。 ○広告物を掲出する物件の高さは、4m 以下であること。 ○地上から広告物等の上端までの高さは、30m 以下であること（景観計画で定める天神山・愛宕山ゾーン及び橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域を除く）。 ○天神山・愛宕山ゾーンについては、広告物等の上端までの高さは、標高20m 以下であること。									
壁面広告	○表示面積の合計は、1壁面につき20 m <sup>2</sup> 以内であること。									
屋根面広告	○表示又は掲出できない。									
突出広告	○建築物1棟につき1列以下であること。									

### 「大淀川地区重点景観形成地区」とは

本市の中心を流れる大淀川は、本市のシンボルとして多くの市民に親しまれています。宮崎市景観計画では、大淀川を景観形成上重要な河川と位置づけています。

そこで、将来にわたり大淀川周辺の良好な景観形成を図るため、宮崎市景観計画において「大淀川地区重点景観形成地区」を指定し、「雄大な大淀川と、緑・山並み・空・まちが一つにとけ込んだ、光り輝くシンボル景観の形成」を基本方針に、景観形成の方針や基準を定めました。



## ■ 宮崎駅東通り地区重点景観形成地区における基準

宮崎市景観計画で定められている「宮崎駅東通り地区重点景観形成地区」においては、共通基準・個別基準のほかに、次の基準に適合することが必要となります。

広告物の種類		制限事項								
全ての 広告物	縦の長さ	○表示面の高さは、4m 以下であること。								
	面積	○一面の面積又は投影面積は、20 m <sup>2</sup> 以内であること。								
	色彩	○屋外広告物を掲出する物件又は表面積の3分の1を越える部分若しくは地色に使用できる色彩は以下の通りとする（駅東ゾーンを除く）。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度4以下</td> <td>彩度3以下</td> <td>彩度2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。</p> <p>※：一面の面積が5 m<sup>2</sup>未満のものは、適用を除外する。</p> <p>※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下
	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下							
その他	○道路を占用して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。こと。 ○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。									
野立広告	○地上から広告物等の上端までの高さは、10m 以下であること。									
屋上広告	○表示又は掲出できない（駅東ゾーンを除く）。 ○駅東ゾーンについては、建築物1棟につき1個であり、かつ、広告物を掲出する物件の高さは、4m 以下であること。									
壁面広告	○表示面積の合計は、1壁面につき20 m <sup>2</sup> 以内であること。									
屋根面広告	○表示又は掲出できない。									
道標	○1住所等又は1団の土地につき1個であること。 ○当該広告物等の設置場所から案内誘導の目的となる店舗、事務所等までの距離が1,000m 以内であること。									

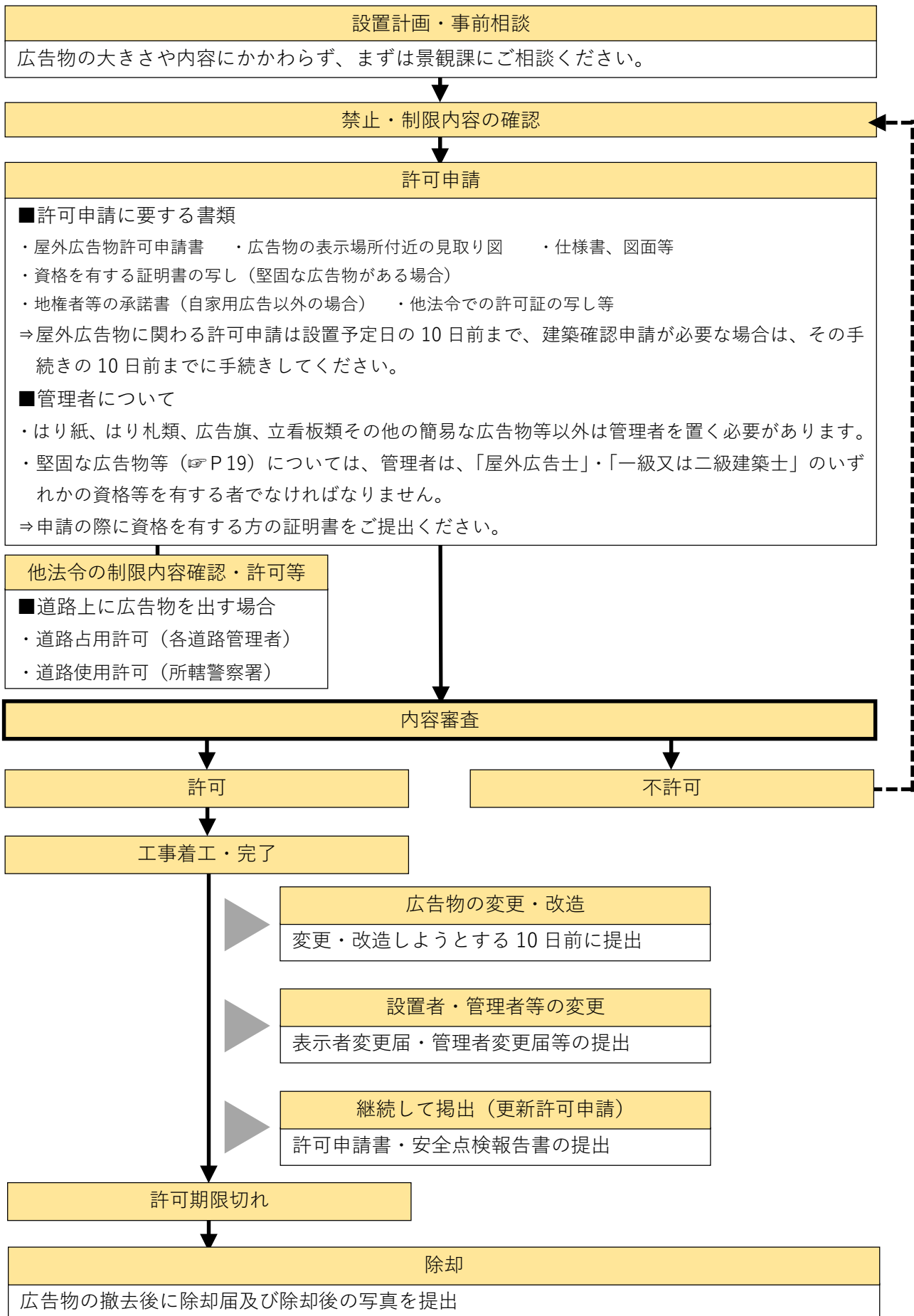
### 「宮崎駅東通り地区重点景観形成地区」とは

宮崎駅東通りは、宮崎の玄関口である宮崎駅と宮崎港とを結ぶ景観形成上重要な道路です。宮崎市景観計画では、景観の骨格となる道路景観軸に位置づけています。

そこで、将来にわたり宮崎駅東通り周辺の良い景観形成を図るため、宮崎市景観計画において「宮崎駅東通り地区重点景観形成地区」を指定し、「まちの色と花・緑が調和した、歩いて楽しいまちなみの形成」を基本方針に、景観形成の方針や基準を定めました。

## ■ 許可申請手続きフロー

屋外広告物の許可を受けるには、所定の手続きが必要となります。基本的な手続きの流れは、次のとおりです。



## ■ 届出が必要な広告物（非営利広告物）

規制地域に掲出できます

- 政治活動、自治会活動その他営利を目的としない活動のために表示する以下のはり紙、はり札、広告旗及び立看板類（表示期間1月以内）

- ①はり紙、はり札類 → 0.5 m<sup>2</sup>以内
- ②広告旗類 → 2 m<sup>2</sup>以内
- ③立看板類 → 高さ2m以下、幅1m以下

※表示者名又は連絡先・表示期間を広告面又は見やすい箇所に明記すること。

※非営利広告物届の提出が必要です。

## ■ 市長の同意が必要な広告物（公共広告物）

禁止物件、禁止地域、規制地域に掲出できません

- 国、地方公共団体又は公共的団体が公共の目的をもって表示するもの（はり紙、はり札、立看板以外の広告物で、官公署の敷地以外に出す場合に限る。）

※公共広告物協議書の提出が必要です。

## ■ 市長の承認が必要な広告物（公共掲示板）

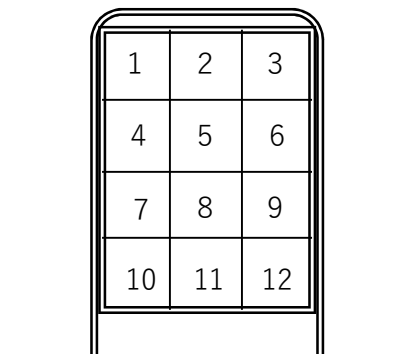
禁止地域、規制地域に掲出できません

- 宮崎市が管理する公共掲示板に表示するはり紙（イベントの案内等）に限る。

公共掲示板に表示できる広告物

- ①掲示できるポスターの大きさ  
最大でA3の縦（縦42cm×横29.7cm以内）
- ②掲示期間  
1回10日以内とし、月1回まで、合計2回まで

※承認手続等については、景観課にお問い合わせ下さい。



## ■ 屋外広告業について

### 屋外広告業とは

広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいいます。したがって、単に屋外広告物の印刷、製本等を行うだけの営業は、屋外広告業に該当しません。なお、屋外広告業を営む者には、次に掲げる義務が発生します。

#### 1. 屋外広告業の登録義務

屋外広告業を営む者は、所定の様式で県知事（又は市長）の登録を受けなければなりません。ただし、県知事の登録を受けた者は、市長の登録を受けた者とみなしますので、市の登録を受ける必要はありません。この場合、市長に「特例屋外広告物業届」を提出する必要があります。（許可申請時に確認します。）

#### 2. 業務主任者の設置義務

屋外広告業を営む者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。

業務主任者の要件は次のとおりです。

- ①都道府県、指定都市若しくは中核市の開催する講習会の課程を修了した者
- ②広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、職業能力検定に合格した者または職業訓練を修了した者
- ③市長が、規則で定めるところにより、①と同等の知識を有すると認められた者
- ④国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

## ■ 許可申請手数料と許可期間

区分	種類	単位	申請手数料	許可期間
①	はり紙	1枚につき	5円	1月以内
	はり札	1個につき	160円	紙、布張り1月以内
	立看板	〃	260円	上記以外6月以内
②	旗・のぼり	〃	260円	1月以内
	懸垂幕・横断幕	〃	520円	
	気球広告	〃	1,400円	
	電柱・街灯柱広告 及び消火栓標識広告	〃	260円	2年以内
③	野立広告	0.5㎡未満	160円	・堅固な広告物等 3年以内 ・その他の広告物等 2年以内 ・広告幕 6月以内 ・許可期間が1年を超え2年以内の場合の許可手数料は、左記の金額の1.5倍 ・2年を超え3年以内の場合は左記の金額の2倍 ・照明付の場合は、左記金額を2倍にして、上記の許可期間に応じて計算する。
	屋上広告	0.5㎡～1㎡未満	260円	
	壁面広告	1㎡～2㎡未満	520円	
	屋根面広告	2㎡～5㎡未満	940円	
	突出広告	5㎡～10㎡未満	2,100円	
	塀広告	10㎡～20㎡未満	3,600円	
	つり下げ広告、 広告幕	20㎡～30㎡未満	6,200円	
	その他の広告物 (1個につき)	30㎡～40㎡未満	8,300円	
	40㎡以上	1㎡(端数切上げ)を増すごとに300円を加算した額		

※区分①については、政治資金規制法の規定による届出をした政党や政治団体は免除されます。

## ■ 経過措置について

現に適法に表示されていた広告物について、新たに禁止されたり、制限が変更になった場合には、次のような取り扱いとなります。

禁止・制限等の変更内容	広告物の形態	経過措置
①規制地域→禁止地域 ②第2種禁止地域→第1種禁止地域 ③第3種禁止地域→第2種禁止地域 ④禁止地域で地域の区分は変わらずに基準が変更になった場合	堅固な広告物等 (注1)	3年以内は従来どおり出せる (注2)
	その他の広告物	1年以内は従来どおり出せる
①第2種規制地域→第1種規制地域 ②第3種規制地域→第2種規制地域 ③規制地域で地域の区分は変わらずに基準が変更になった場合	堅固な広告物等	7年以内は従来どおり出せる
	その他の広告物	1年以内は従来どおり出せる

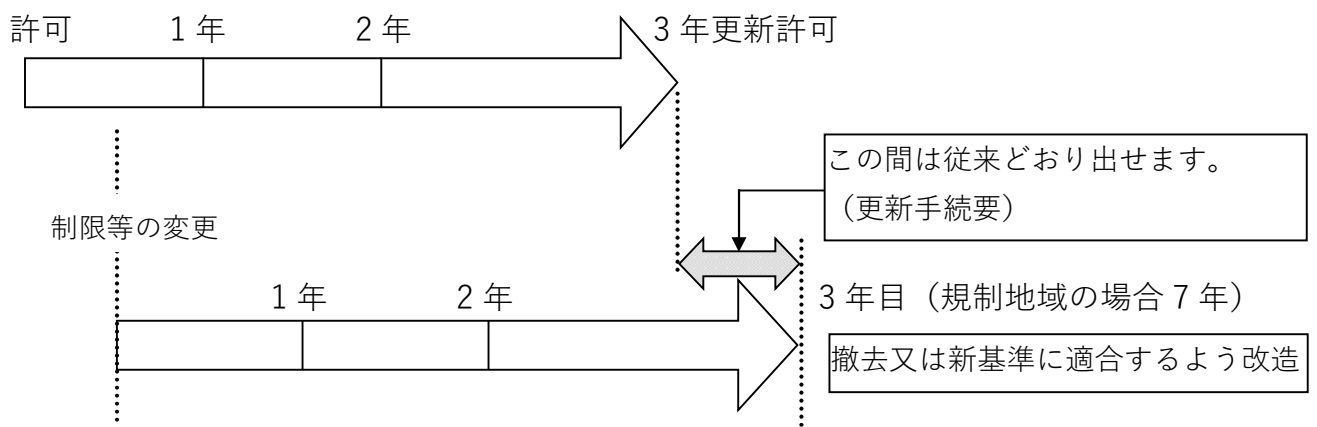
(注1) 堅固な広告物等とは、次のいずれにも該当するものです。

ア. 許可が必要な広告物で、鉄骨造り、石造り、その他耐久性を有する構造のもの

イ. 建築基準法に基づく建築主事の確認が必要なもの又はこれに準ずると市長が認めるもの(☞P19)

(注2) 従来どおりとは、許可不要であったものは許可(手続)不要のままで、許可を受けていたものは許可の更新が必要ということです。(ただし、途中で改造・変更する場合は、その時点で新しい基準に適合するようにしなければなりません。)

◆ (例) 禁止地域内の堅固な広告物等(許可期間3年)の場合、次のようになります。



## ■ 屋外広告物の設置者等の義務について

屋外広告物を出す者及び管理する者には、次に掲げる義務が発生します。

### 1. 管理義務

- ①補修その他必要な管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。
- ②はり紙、はり札、立看板以外の広告物には、すべて管理者を置かなければなりません。
- ③堅固な広告物等（P19）の場合、管理者は「屋外広告士」・「一級又は二級建築士」のいずれかの資格等を有する者でなければなりません。

### 2. 点検義務

- ①広告物の本体、接合部分、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければなりません。
- ②堅固な広告物等の点検は「屋外広告士」・「一級又は二級建築士」のいずれかの資格等を有する者でなければなりません。
- ③許可の更新を申請を行うときに、「屋外広告物安全点検報告書」にて点検結果を報告しなければなりません。点検は「屋外広告物安全点検報告書」提出前3カ月以内に実施してください。

### 3. 除却（撤去）義務

次の場合には広告物を除却しなければなりません。

- ①広告物を表示する必要がなくなった時
- ②許可期間が満了になった時
- ③許可が取り消された時
- ④経過措置期間が経過した時

※下記「報告義務」-④の届出が必要です

### 4. 報告義務

- ①管理者を置いた時は、所定の様式で届け出なければなりません。
- ②設置者や管理者に変更（住所、氏名等の変更を含む。）があったときは、所定の様式で届け出なければなりません。
- ③許可の更新を申請する時は、広告物の「屋外広告物安全点検報告書」を提出しなければなりません。
- ④はり紙、はり札類、広告旗及び立看板類以外の広告物を除却した時は、所定の様式で届け出なければなりません。
- ⑤広告物が滅失した（無くなった）時は、所定の様式で届け出なければなりません。

## ■ 違反広告物に対する措置について

違反広告物に対しては、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

### 1. 簡易除却

条例に違反しているはり紙、はり札類、広告旗及び立看板類は、市が自ら除却することが認められています。

### 2. 勧告

禁止又は制限の規定に違反している広告物の広告主に対し、広告物の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

### 3. 措置命令

禁止広告物の規定や管理義務に違反している時は、違反状態を解消するための必要な措置を命ずることがあります。

### 4. 立入検査等

条例施行上必要な限度において、広告主や管理者から資料等の提出を求めたり、また、広告物のある敷地や建物の立入検査を行うことがあります。

### 5. 氏名公表

勧告や措置命令に従わない広告主に対して、氏名及び住所（法人の場合：名称、代表者氏名、事務所の所在地）の公表を行うことがあります。

### 6. 除却命令

禁止又は制限の規定に違反している場合は、広告物を除却するよう命ずることがあります。

### 7. 許可の取消し ～ 次に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- ①許可の条件に違反したとき
- ②許可を受けずに広告物を変更したとき。
- ③措置命令に違反したとき。
- ④虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

### 8. 略式代執行

除却を命じる時、市が過失なく広告物の設置者等を確認することができない時は、市自ら除却することがあります。

### 9. 行政代執行

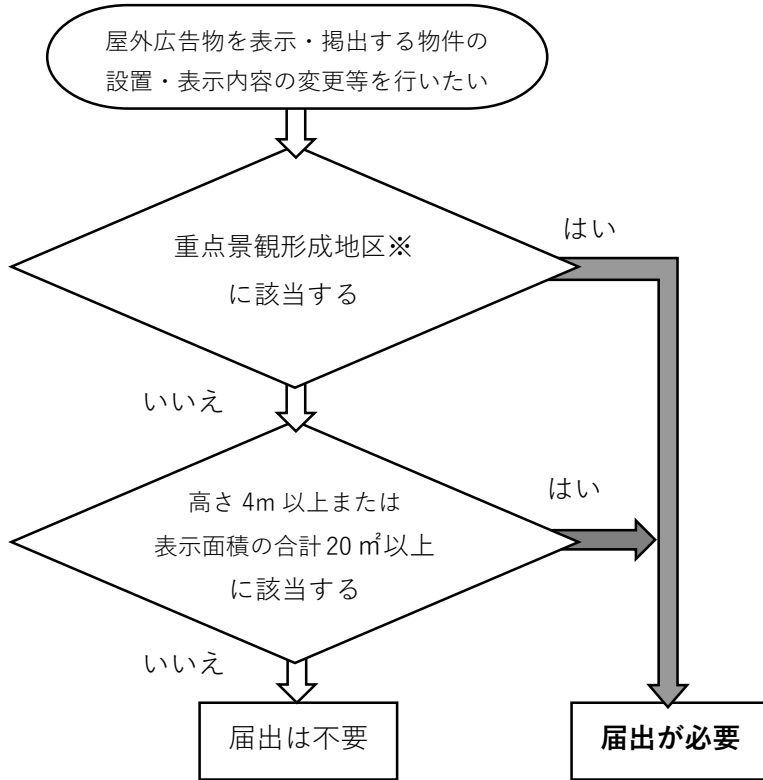
広告物の設置者等が除却命令に従わない時などは、市自ら除却を行い、その費用を設置者等に請求することがあります。

### 10. 罰則規定

屋外広告物条例では、禁止又は制限の規定に違反している広告物の広告主および設置者等へ対する罰則規定が定められています。

## ■ 宮崎市景観条例に基づく届出について

本市では、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置（これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更を含む。）を行う場合には、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請のほかに、**宮崎市景観条例に基づく届出が必要な場合があります**。下記の対象行為をご確認いただき、該当する場合は、届出をお願いします。



### ※重点景観形成地区



○詳細は景観課へお問い合わせください。  
なお、市のHPからもガイドライン等が  
閲覧できます。

### ●重点景観形成地区での対象行為

**（高千穂通り地区、一ツ葉リゾート地区、日南海岸地区、大淀川地区、宮崎駅東通り地区）**

規模を問わず、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更

### ●市内全域（重点景観形成地区を除く）での対象行為

高さ4m以上又は表面積の合計20㎡以上の広告塔及び広告板の表示又はこれらを掲出する物件の設置、これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更



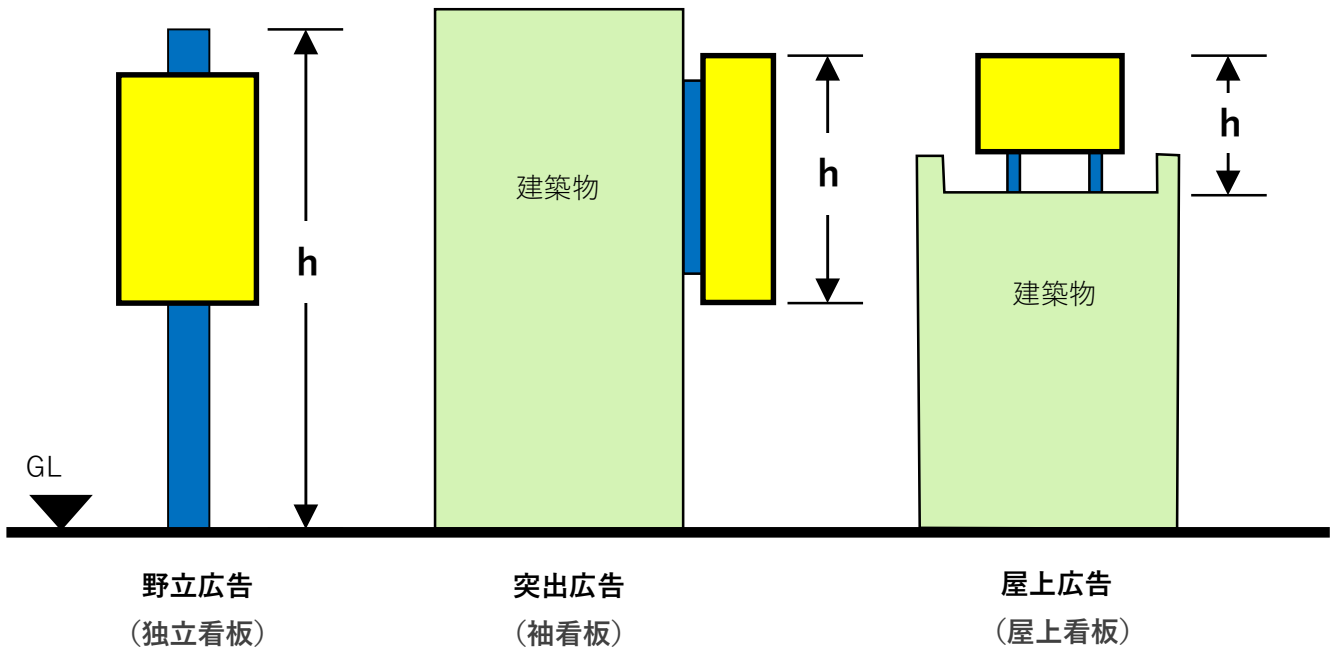
## ■ 広告物などの確認申請手続きについて

高さが4メートルを超える広告塔、広告板等（以下「広告物等」）は工作物として建築基準法の適用を受け、確認申請の手続きが必要になります。

確認申請では、構造計算書のチェックにより、構造耐力上の安全性を審査します。

### 1 広告物等の高さの算定方法

下図の「h部分」の高さが4メートルを超えるものが確認申請の対象になります。



### 2 確認申請の手続きに必要な書類

確認申請書（工作物）、付近見取図・配置図・平面図等・側面図等・構造詳細図、構造計算書、その他必要な書類（屋外広告物許可書の写し）

### 3 申請先（宮崎市内）

宮崎市建築行政課又は指定確認検査機関

※屋外広告物に関わる許可申請は設置予定日の10日前まで、建築確認申請が必要な場合は、その手続きの10日前までに手続きしてください。





## Keep the Blue

宮崎の青い空、海、川がおりなす美しい景観をこわさない

×

## Lead the Green

宮崎の緑を守り、屋外広告物を緑で彩るおもてなし



### 【お問い合わせ】

宮崎市 都市整備部 景観課 屋外広告物指導係

TEL : 0985-21-1817 FAX : 0985-21-1816

E-mail : [30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp)